

役員等への報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶成会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償及び退職慰労金（以下「報酬等」という。）に関する事項を定める。

(報酬等)

第2条 法人の役員等に対して別表1及び別表2に定める報酬等を支給する。但し、役員等が職員である場合はこれを支給しない。

2 退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬等は、支払事由が発生後速やかに支払うものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人の業務のために旅行したときは、国内出張旅費規程に基づき旅費を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(在職期間の計算)

第6条 退職慰労金の算定の基礎となる在職期間は、役員となった日の属する月から、退職し又は死亡した日の属する月までとする。

2 前項の在職期間は、この規程の実施日以降に就任した役員等に適用し、法人設立日（平成6年11月11日）に遡及して通算するものとする。

(遺族の範囲)

第7条 第2条第2項で規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、役員の死亡時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及び親族で、役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

- 2 退職慰労金を受ける順位は、前項に掲げる順位により、第2号に掲げる者にあっては同号に掲げる順位によることとする。

(改正)

第8条 この規程の改廃については、評議員会の議決を要する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月17日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年9月2日から施行する。
- 3 この規程は、平成23年4月1日から実施する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から実施する。
- 5 この規程は、令和2年12月4日から実施する。

【別表1】

支払事由	金額
理事会出席	1回当たり 5,000円
評議員会出席	1回当たり 5,000円
監事監査業務	1回当たり 8,000円
研修会等参加	1回当たり 8,000円

ただし、報酬金額は、源泉所得税額を除く金額です。

【別表2】

内 容 在任期間	理 事	監 事	評議員
5年以上 10年未満	30,000円	同左	同左
10年以上 15年未満	50,000円	同左	同左
15年以上 20年未満	70,000円	同左	同左
20年以上	100,000円	同左	同左

複数の役職を歴任した場合、それぞれの期間を合算した期間とする。